

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和6年7月8日	
広島市長	
提出者	
住所	広島市東区二葉の里三丁目1番36号
氏名	医療法人 J R 広島病院
	理事長 田妻 進
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	080-262-1171
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	医療法人 J R 広島病院
事業場の所在地	広島市東区二葉の里三丁目1番36号
計画期間	2024年4月1日から2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数269床
③従業員数	約500人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	1. 病院内の感染性廃棄物を外来、病棟、手術室、検査室、薬剤課と各部門ごとに専用の容器を使用して保管、廃棄をおこなう。 (20L、50L、70Lのプラスチック容器) 2. 専用容器は施錠可能な感染性廃棄物倉庫に運搬後、保管管理を行う。 3. 運搬委託業者が週2〜3回収を行い委託先にて保管管理を行う。 4. 運搬委託業者が最終処分業者へ運搬し、最終処分業者が保管、処分を行う。 5. 最終処分時(焼却処理時)に発生する熱エネルギーを利用して有機肥料製造を実施している。

別紙4
(廃棄物処理法-特管産業廃棄物計画書)

現状：前年度（令和5年度）実績量
計画：今年度（令和6年度）計画量

単位:トン/年

	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
特別管理産業廃棄物の種類																				
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	187	187									187	187								
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉍さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
	廃酸(金属を含むもの)																			
	廃アルカリ(金属を含むもの)																			
合計	187	187	0	0	0	0	0	0	0	0	187	187	0	0	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

- 1.各部署で感染系廃棄物を専用容器に入れ一時保管。
 - 2.病院内の清掃員が各部署から容器を定期的に回収し、鍵付き倉庫に保管。
 - 3.廃棄委託業者が定期的に当院より回収、運搬をおこなう。
 - 4.廃棄業者が最終処分場へ運搬し、最終処分業者が処分を実施する。
- ※一連の流れはJWネットの電子マニフェストにて管理をおこなう。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	コロナ禍の中、感染対策、予防を重点に業務実施した。 感染疑いの患者さんの接触したのも、感染系廃棄物としてメスキュートボックスにて廃棄しているため特別管理の感染系廃棄物は増加している。 当院はコロナ患者さんの受け入れ病院であり、感染対策にも力を入れているため廃棄量は増加傾向にあるが、分別により感染系廃棄物の排出量を減少させる努力をおこなっている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	コロナ感染症は終息してきているが、感染症に対する予防は継続している。廃棄量を減少させていく見通しはたたないため削減計画は作成し難い状況である。しかし、少しでも廃棄量を削減できるように、各職員努めていくよう周知をおこなう。

3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	【種類】 感染性廃棄物 【分別に関する取組】 感染予防のため、感染が懸念される物を確実に廃棄している。感染拡大を防ぐため丁寧に分別して廃棄をおこなっている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	【種類】 感染性廃棄物 【分別に関する取組】 感染拡大を防止するために、適切な廃棄をする。

4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	-
②計画 (今後実施する予定の取組)	-

7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	週2～3日、専門業者が回収をおこない、最終処分業者が最終処分を実施している。 コロナ感染症の感染防止のため、該当容器にはわかり易い目印をつけて廃棄を実施している。委託業者と連携し、スムーズに回収、廃棄ができるように回収方法を変更しながら業務を実施した。
②計画 (今後実施する予定の取組)	感染を予防するため、委託業者とさらに連携を取り、安全性を維持しながら廃棄を進めていく。

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	187 t
②今後実施する予定の取組等	現状どおり、排出後に適切に入力をおこない処理を滞らせないようにする。